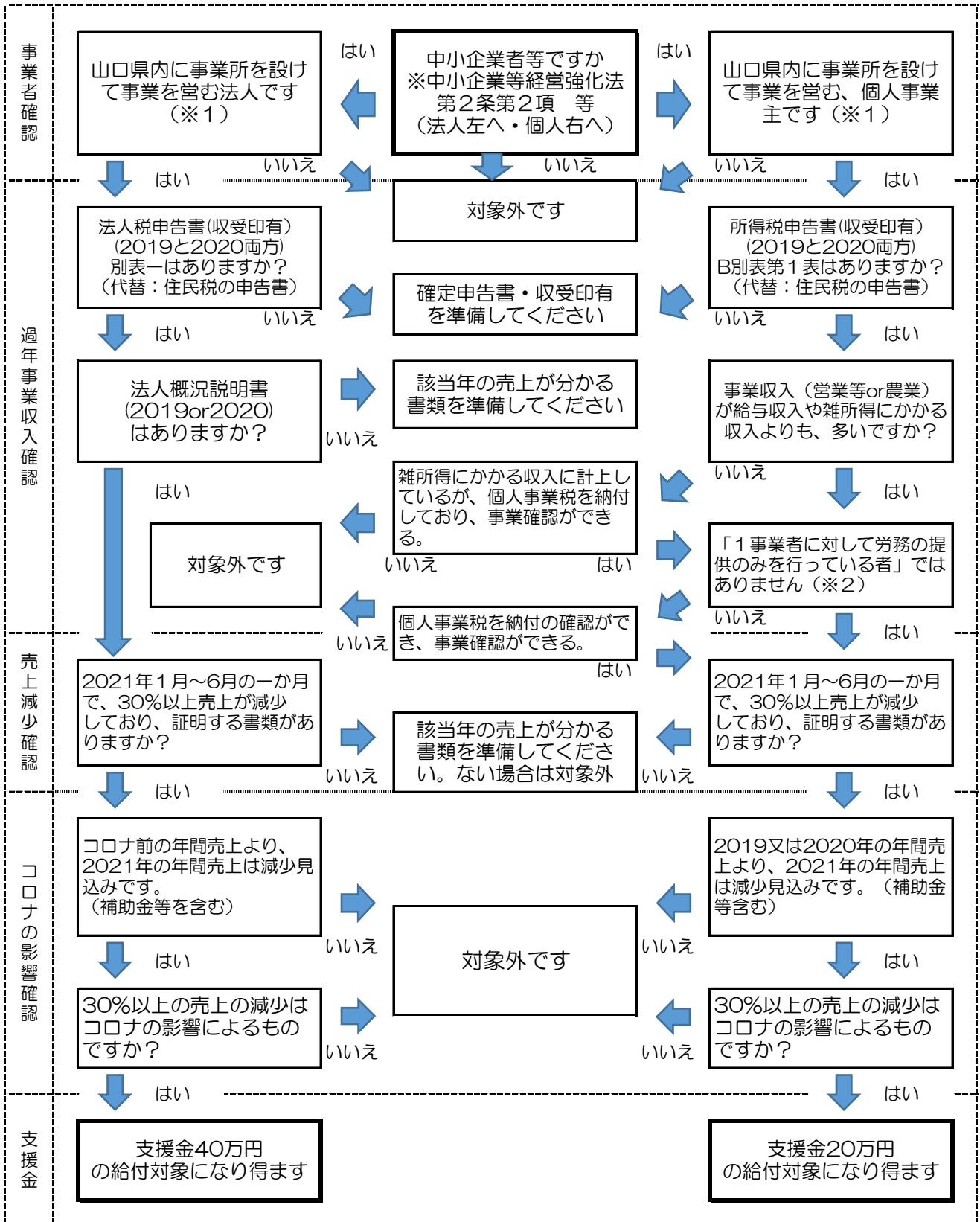


# 中小企業事業継続支援金 フローチャート



※1 他県本店、県外在住者の場合、全体及び山口県内事業所における収入状況申告書の提出が必要です。

※2 「1事業者に対して労務の提供のみを行う者」とは、例えば、外交員・集金人・検針人・ホステス等で、「実質的に事業者には雇用されているのと同じ働き方をされている」形態で、具体的には以下の要件を全て満たす方については、対象外です。

- ①作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）を有しない。
- ②雇用者、専従者、外注費がない。
- ③報酬の収入先が1事業者からである。